

基本診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十月一日から適用する。

令和三年九月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後

第十一 経過措置

一〇四 (略)

五 令和二年三月三十一日において現に次の(1)から(16)までに掲げる規定に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和三年九月三十日までの間(診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間(当該事情が継続する間に限り、次の(1)から(16)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(16)までに定めるもの)に限り、第五の二の(1)のイの⑤に該当するものとみなす。

(1)〇(16) (略)

六 令和二年三月三十一日において現に急性期一般入院料4に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間(診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間(当該事情が継続する間に限り、第五の二の(1)のイの⑤に該当するもの)とみなす。

七〇十三 (略)

十四 令和二年三月三十一日において現に総合入院体制加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和三年九月三十日までの間(診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間(当該事情が継続する間に限り、第八の一の(1)のチ、第八の一の(2)のイ(1)のチに限る。)及び第八の一の(3)のホに該当するもの)とみなす。

十五 令和二年三月三十一日において現に急性期看護補助体制加算に係る届出を行っている保険医療機関(急性期一般入院料7又は十対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に

改正前

第十一 経過措置

一〇四 (略)

五 令和二年三月三十一日において現に次の(1)から(16)までに掲げる規定に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和三年九月三十日までの間に限り、次の(1)から(16)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(16)までに定めるものに該当するものとみなす。

(1)〇(16) (略)

六 令和二年三月三十一日において現に急性期一般入院料4に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間に限り、第五の二の(1)のイの⑤に該当するものとみなす。

七〇十三 (略)

十四 令和二年三月三十一日において現に総合入院体制加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和三年九月三十日までの間に限り、第八の一の(1)のチ、第八の一の(2)のイ(1)のチに限る。)及び第八の一の(3)のホに該当するものとみなす。

十五 令和二年三月三十一日において現に急性期看護補助体制加算に係る届出を行っている保険医療機関(急性期一般入院料7又は十対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に

限る。 ) については、令和三年九月三十日までの間 (診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間 (当該事情が継続する間に限る。 ) に限り、第八の七の三の(1)のへ、第八の七の三の(2) (1)のへに限る。 )、第八の七の三の(3)のロ (1)のへに限る。 ) 及び第八の七の三の(4)のロ (1)のへに限る。 ) に該当するものとみなす。

十六 令和二年三月三十一日において現に看護職員夜間配置加算に係る届出を行っている保険医療機関 (急性期一般入院料7又は十対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。 ) については、令和三年九月三十日までの間 (診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間 (当該事情が継続する間に限る。 ) に限り、第八の七の四の(1)の二、第八の七の四の(2) (1)の二に限る。 ) 及び第八の七の四の(3)のロ (1)の二に限る。 ) に該当するものとみなす。

十七 令和二年三月三十一日において現に看護補助加算1に係る届出を行っている保険医療機関 (地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は十三対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。 ) については、令和三年九月三十日までの間 (診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間 (当該事情が継続する間に限る。 ) ) に限り、第八の十三の(1)のハに該当するものとみなす。

十八 令和二年三月三十一日において現に入退院支援加算3に係る届出を行っている保険医療機関であって、当該保険医療機関に基本診療料の施設基準等の一部を改正する件 (令和二年厚生労働省告示第五十八号) による改正前の基本診療料の施設基準等 (以下「旧告示」という。 ) 第八の三十五の六の(3)のロの規定により配置されている専従の看護師については、令和三年九月三十日までの間 (診療の実施上やむを得ない事情があると認め

限る。 ) については、令和三年九月三十日までの間に限り、第八の七の三の(1)のへ、第八の七の三の(2) (1)のへに限る。 )、第八の七の三の(3)のロ (1)のへに限る。 ) 及び第八の七の三の(4)のロ (1)のへに限る。 ) に該当するものとみなす。

十六 令和二年三月三十一日において現に看護職員夜間配置加算に係る届出を行っている保険医療機関 (急性期一般入院料7又は十対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。 ) については、令和三年九月三十日までの間に限り、第八の七の四の(1)の二、第八の七の四の(2) (1)の二に限る。 ) 及び第八の七の四の(3)のロ (1)の二に限る。 ) に該当するものとみなす。

十七 令和二年三月三十一日において現に看護補助加算1に係る届出を行っている保険医療機関 (地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は十三対一入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関に限る。 ) については、令和三年九月三十日までの間に限り、第八の十三の(1)のハに該当するものとみなす。

十八 令和二年三月三十一日において現に入退院支援加算3に係る届出を行っている保険医療機関であって、当該保険医療機関に基本診療料の施設基準等の一部を改正する件 (令和二年厚生労働省告示第五十八号) による改正前の基本診療料の施設基準等 (以下「旧告示」という。 ) 第八の三十五の六の(3)のロの規定により配置されている専従の看護師については、令和三年九月三十日までの間に限り、第八の三十五の六の(3)のロに規定す

められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間（当該事情が継続する間に限る。）に限り、第八の三十五の六の(3)のロに規定する小児患者の在宅移行に関する研修を受けたものとみなす。

十九 令和二年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料1に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間（当該事情が継続する間に限る。）に限り、第九の十の(2)のロに該当するものとみなす。

二十 令和二年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間（当該事情が継続する間に限る。）に限り、それぞれ第九の十の(2)のリ又は第九の十の(4)のホに該当するものとみなす。

二十一 (略)

二十二 令和二年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間（当該事情が継続する間に限る。）に限り、第九の十一の二の(1)のニに該当するものとみなす。

二十三・二十四 (略)

二十五 令和二年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入院料1若しくは地域包括ケア入院医療管理料1又は地域包括ケア病棟入院料3若しくは地域包括ケア入院医療管理料3に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和三年九月三十日までの間（診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間（当該事情

る小児患者の在宅移行に関する研修を受けたものとみなす。

十九 令和二年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料1に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間に限り、第九の十の(2)のロに該当するものとみなす。

二十 令和二年三月三十一日において現に回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間に限り、それぞれ第九の十の(2)のリ又は第九の十の(4)のホに該当するものとみなす。

二十一 (略)

二十二 令和二年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間に限り、第九の十一の二の(1)のニに該当するものとみなす。

二十三・二十四 (略)

二十五 令和二年三月三十一日において現に地域包括ケア病棟入院料1若しくは地域包括ケア入院医療管理料1又は地域包括ケア病棟入院料3若しくは地域包括ケア入院医療管理料3に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和三年九月三十日までの間に限り、それぞれ第九の十一の二の(2)のハ、ニ及びホ若しくは第九の十一の二の(3)のロ、ハ及びニ(2)のホに限る

が継続する間に限る。)に限り、それぞれ第九の十一の二の(2)のハ、ニ及びホ若しくは第九の十一の二の(3)のロ、ハ及びニ(2)のホに限る。)又は第九の十一の二の(6)(2)のハ、ニ及びホに限る。)若しくは第九の十一の二の(7)のイ(2)のホに限る。及びロ(3)のロ及びハに限る。)に該当するものとみなす。

二十六 令和二年三月三十一日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間(診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間(当該事情が継続する間に限る。))に限り、第九の十九の(5)のロの③、④及び⑤に該当するものとみなす。

二十七 (略)

二十八 令和二年三月三十一日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間(診療の実施上やむを得ない事情があると認められる場合においては、令和四年三月三十一日までの間(当該事情が継続する間に限る。))に限り、第九の十九の(5)のハに該当するものとみなす。

二十九 (略)

。又は第九の十一の二の(6)(2)のハ、ニ及びホに限る。)若しくは第九の十一の二の(7)のイ(2)のホに限る。)及びロ(3)のロ及びハに限る。)に該当するものとみなす。

二十六 令和二年三月三十一日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間に限り、第九の十九の(5)のロの③、④及び⑤に該当するものとみなす。

二十七 (略)

二十八 令和二年三月三十一日において現に特定一般病棟入院料の注7に係る届出を行っている病棟については、令和三年九月三十日までの間に限り、第九の十九の(5)のハに該当するものとみなす。

二十九 (略)